平成２８年（フ）第１号
愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前73番地　ライベックス38・104号
債務者　松月　勇介
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１１５号
香川県丸亀市郡家町1454番地１バーミィスクエア204号
債務者　橋本　拓郎
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１２８号
香川県仲多度郡琴平町榎井746番地１グランドコーポ六条203号室
債務者　村上　優子（旧姓大西・矢野・八塚）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１４２号
香川県丸亀市飯山町東坂元1501番地県営飯山団地１Ｌ―10―１号
債務者　北川　信一
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７２号
東京都小平市仲町227番地の３マリンハイツ103号
債務者　杉江　正和
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
東京都東大和市向原１丁目12番地の11ハイツコーラル102号
債務者　藤原　好子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６号
東京都武蔵野市吉祥寺北町５丁目６番14―307号市営住宅１号館
債務者　大須賀丈雄
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５４５号
静岡県袋井市砂本町３番地の10、前住所静岡県浜松市南区遠州浜３丁目２番19―504号
債務者　杉本　卓矢（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３号
愛知県新城市字東沖野72番地１、従前の住所愛知県新城市野田字東町屋敷54番地４　リバティーヒルズＡ201
債務者　コンセンチノ　カストロこと　クレベル　コンセンチノ　デ　カストロ　ジュニオル
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３８４号
札幌市白石区菊水３条３丁目２番１―902号、開始決定時の住所札幌市中央区界川３丁目５番１号
破産者　松井　鴻光
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
愛知県豊橋市柱三番町128番地（102）、開始決定時の住所愛知県豊橋市神野新田町字ヌノ割20番地
破産者　藤　　充夫
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７８８号
大阪市港区八幡屋３丁目14番３―104号
破産者　矢野由紀子
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４７号
大阪市此花区梅香２丁目８番20号
破産者　松尾　　榮
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９号
北海道小樽市奥沢４丁目29番29号
破産者　遠藤　敬廣
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市東由利蔵字蔵97番地２
破産者　小野　勝男
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３２０号
埼玉県深谷市宿根1336番地３
破産者　菅井あやこ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部